

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

***相談の際は事前にご連絡をお願いします。**

五所川原地区（行政相談）

▷11月10日(休) 10:00~12:00

▷11月24日(休) 10:00~12:00

市役所1階相談室1A

問い合わせ先…市民課 内線2320

金木地区（行政・人権合同相談）

▷11月16日(休) 10:00~12:00

金木総合支所相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3130

法務局人権相談

▷月曜日～金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局1階人権相談室

問い合わせ先

青森地方法務局五所川原支局

Tel.34-2330

人権擁護啓発メッセージ

（令和3年度人権教室より／東峰小5年生）

『人権は、人が幸せに生きるための権利だということがわかった』

特設行政相談所／ 行政相談パネル展示

行政相談の制度が始まってから今年で60周年です。それを記念した展示を行います。当日は行政相談委員もいますので、国や地方公共団体等の仕事（道路・河川・窓口サービスほか）などについて実際に行政相談を行うこともできます。

日時…11月8日(火) 10:00~15:00

場所…市役所1階土間ホール

問い合わせ先…市民課 内線2320

2023年（令和5年）

五所川原市特別版 青森県民手帳を販売

平成10年から最新作までの立佞武多や、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村および合併後の五所川原市のあゆみを掲載しています。

▷あおもり旬のカレンダー、青森の工芸品、青森まめちしき、ひとこ

と方言、手話イラストを掲載！
▷リンゴ26品種もフルカラーで紹介！

▷あおもりの「食」と「観光地」も写真付きでご紹介！

発売日…11月4日(金)

販売場所…ふるさと未来戦略課、各総合支所地域振興係

手帳の規格

▷サイズ：150mm×85mm×12mm

▷カバー：全5色

まぐろブラック（黒）

仏ヶ浦ブルー（青）

白神グリーン（緑）

菜の花イエロー（黄）

さくらピンク（桃）

*今年も、カバーの表に五所川原市イメージキャラクター「ごしょりん」を型押ししました。

価格…700円（税込）

*ご希望の色が売り切れの場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先

ふるさと未来戦略課 内線2238

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1. 被保険者証の返却のお願い

窓口負担が2割になった方に、9月中に新しい被保険者証を送付し、古い被保険者証の返却をお願いします。まだ返却されていない方は、被保険者証送付時に同封した返信用封筒にて返却をお願いします。

問い合わせ先

青森県後期高齢者医療広域連合

Tel.017-721-3821

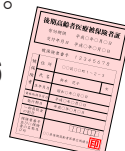
2. 新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めることになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

問い合わせ先

国保年金課 内線2346



社会保険料控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和4年1月～12月に納めた保険料の全額で、過年度分や追納された保険料も含まれます。また、自身の保険料だけではなく、配偶者や家族（子ども等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

控除を受けるためには、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要となります。

令和4年1月～9月までの間に国民年金保険料を納付された方については11月上旬、10月～12月までの間に今年初めて納付された方は、翌年2月上旬に証明書が送付されますので、年末調整や確定申告の際は、この証明書や領収証書を添付してください。

問い合わせ先

国保年金課 内線2343

弘前年金事務所

Tel.0172-27-1339

浄化槽を 正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な維持管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回以上の清掃
- ③法定検査の受検（使用開始後1回とその後、年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に設置され、維持管理されているか、浄化機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センター（Tel.017-726-9500）が行います。

また、浄化槽の使用開始時や廃止時、所有者の変更時などには、中南海域県民局環境管理部（Tel.0172-31-1900）への届出等が必要です。